

臨床研修医の皆さまへ

千葉県医師修学資金貸付制度 ～キャリア形成プログラムの選択～

1 キャリア形成プログラムについて

令和8年7月作成



【お問い合わせ先】

千葉県 健康福祉部 医療整備課

医師確保・地域医療推進室

電話 043-223-3883

E-mail chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp

目次

I	キャリア形成プログラムと診療科別コース（P3～P38）	
1	貸付開始から返還免除までの流れ	3
2	キャリア形成プログラムとは	4
①	キャリア形成プログラム＜新プログラム＞	7
②	キャリア形成プログラム＜政策医療分野プログラム＞	15
③	キャリア形成プログラム＜診療支援部門プログラム＞	18
④	キャリア形成プログラム＜小児科プログラム＞	22
⑤	キャリア形成プログラム＜産科プログラム＞	27
3	特定病院等	32
4	診療科別コース	33
5	非常勤勤務の取扱い	38
II	担当キャリアコーディネータの選任（P39～P41）	
III	キャリア形成プランの作成（P42～P44）	
IV	返還猶予の制度（P45～P47）	
V	よくある問合わせ（P48～P53）	

1 貸付開始から返還免除までの流れ

イベントや就職活動など

医師修学資金における主な手続き

在学中

- ・ 医師修学資金貸付を申請
- ・ キャリアコーディネータとの面談
- ・ 国家試験

- ・ 毎年度、現況報告書を提出
- ・ 住所などの変更があれば、その都度変更届を提出（以降、同じ）

初期1

- ・ 初期臨床研修を開始
- ・ 必要に応じて病院見学など

- ・ 返還猶予申請書、借用証書、医師免許証（医籍登録済証）の提出
- ・ 臨床研修開始届の提出

初期2

- ・ 希望診療科、就職先を選択のうえ、就職活動（病院見学や面接など）
- ・ 担当キャリアコーディネータの決定

- ・ キャリア形成プログラムと診療科別コースの選択

以降

- ・ キャリア形成プログラムと診療科別コースに沿って専門研修を開始
- ・ 専門医、サブスペ等の取得

専門研修等は必須ではない

- ・ 臨床研修修了届の提出
- ・ 毎年度、**キャリア形成プラン**と**医師業務従事期間証明書**を提出

返 還 免 除

2 キャリア形成プログラムとは

- 「キャリア形成プログラム」とは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師のキャリア形成を両立させるために、県が策定した計画のことです。
- 臨床研修2年目に、いずれかのプログラムを選択します。

キャリア形成プログラムは5つあります

プログラム名	プログラムの特徴
新プログラム	○ 基本的なプログラムです。 ○ 地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上の勤務が必要です。
政策医療分野プログラム	○ 産科、新生児科、救急科志望者向けのプログラムです。 ○ 基本的に、周産期母子医療センターや救命救急センターにおいて勤務します。
診療支援部門プログラム	○ 放射線科、病理、臨床検査志望者向けのプログラムです。 ○ 地域A群又は県内における上記3つの診療科の専門研修プログラムの研修施設において勤務します。
小児科プログラム	○ 小児科志望者向けのプログラムです。 ○ 小児A群又は小児B群で通算4年以上、うち小児2群で通算2年以上の勤務が必要です。
産科プログラム	○ 産科志望者向けのプログラムです。 ○ 産科A群又は産科B群で通算4年以上、うち産科2群で通算2年以上の勤務が必要です。

※ やむを得ない場合に限り県外臨床研修も可能です。

その場合、当該期間は猶予期間が適用され、その分「いずれかの医療機関群（政策医療分野及び診療支援部門は、当該プログラムのみの医療機関群）」で勤務する必要があります。

【キャリア形成プログラムの選択状況（令和8年6月末時点）】

※旧PGは選択不可

新PG	政策医療分野PG	診療支援部門PG	小児科PG	産科PG	旧PG(参考)	合計
201名	29名	4名	10名	4名	29名	272名

2 キャリア形成プログラムとは

各プログラムの話の前に…

**千葉県医師修学資金貸付を受けた方は、
貸付期間の1.5倍の期間、県内の医療機関で
勤務いただく必要があります。**

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
うち、臨床研修	2年	2年	2年
残りの年数	7年	5.5年	4年

臨床研修の2年間は勤務年数にカウントできます。

※県外で臨床研修を行った場合は勤務年数にカウントされません。

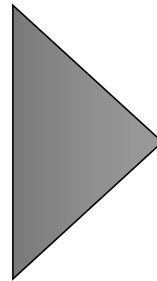
**これから、残りの年数をどのプログラムで勤務するか？
を決めていただきます。**

2 キャリア形成プログラムとは

基本領域別・選択可能なキャリア形成プログラム

基本領域

内科	泌尿器科
皮膚科	脳神経外科
精神科	麻酔科
外科	形成外科
整形外科	リハビリテーション科
眼科	総合診療
耳鼻咽喉科	
産婦人科（分娩を取り扱わない場合）	



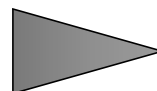
選択可能なキャリア形成プログラム

新プログラム
P7～

〔各プログラムのポイント〕

- 新** 地域A群と地域B群で4年以上勤務、うち地域A群で2年以上勤務
- 政** 原則、周産期母子医療センター又は救命救急センターで勤務
- 診** 当該診療科の専門研修プログラムの研修施設での勤務が基本
- 小** 小児A群と小児B群で4年以上勤務、うち小児A群で2年以上勤務
- 産** 産科A群と産科B群で4年以上勤務、うち産科A群で2年以上勤務

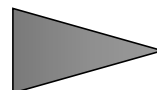
小児科（新生児科以外）



新プログラム
P7～

小児科 P22～
プログラム

小児科（新生児科）

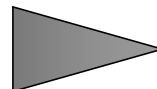


新プログラム
P7～

政策医療分野プログラム
（新生児科） P16～

小児科 P22～
プログラム

産婦人科のうち産科（分娩取扱医師）

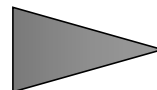


新プログラム
P7～

政策医療分野プログラム
（産科） P16～

産科 P28～
プログラム

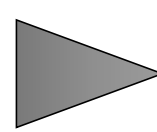
救急科



新プログラム
P7～

政策医療分野プログラム
（救急科） P16～

放射線科	臨床検査
病理	



新プログラム
P7～

診療支援部門プログラム
P19～

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

- 基本的なプログラムで、6年間の貸付けを受けた場合県内の臨床研修病院で2年の研修修了後、県内病院で7年間の勤務をします。
- このうち、地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上勤務する必要があります。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
地域A群	2年以上	2年以上	2年以上
地域B群	地域A群と通算して4年以上	地域A群と通算して3.5年以上	地域A群と通算して3年以上
県内病院群	地域A群・B群と通算して7年	地域A群・B群と通算して5.5年	地域A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要があります（どの群でも可）。

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

医療機関群

医療機関群	カテゴリー
地域A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
地域B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。 （地域A群を除く） ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※ ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※ 専攻医等の勤務に限定
県内病院群	① 県内の病院（地域A群又は地域B群の病院を除く） ② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限りします。

①キャリア形成プログラム ＜新プログラム＞

地域A群

令和8年4月時点

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅保健医療圏及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

①医師少数区域の追加

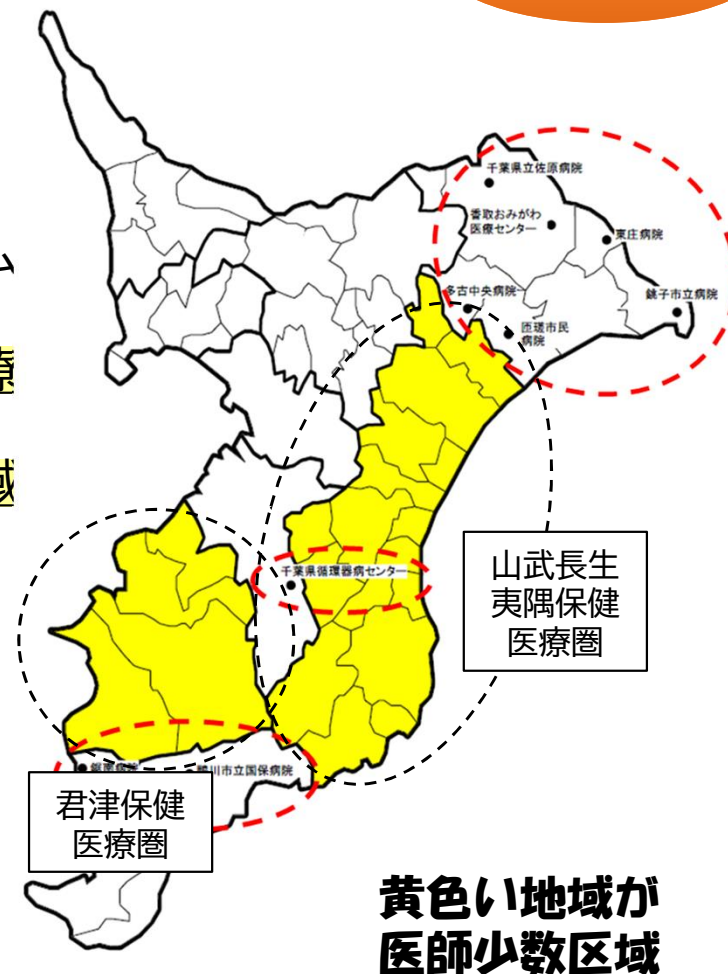
「山武長生夷隅保健医療圏」のほか、令和6年度から「君津保健医療圏」が追加されました。

②無床診療所の対象を拡大

これまで、地域A群の無床診療所は「専門研修プログラムの研修施設の無床診療所」のみを対象としていましたが、令和6年度から「専門研修プログラムの連携がない無床診療所」も対象としました。

これにより、医師少数区域における医療機関全てが地域A群になりました。

保健医療圏	構成市町村
山武 長生 夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市



①キャリア形成プログラム <新プログラム>

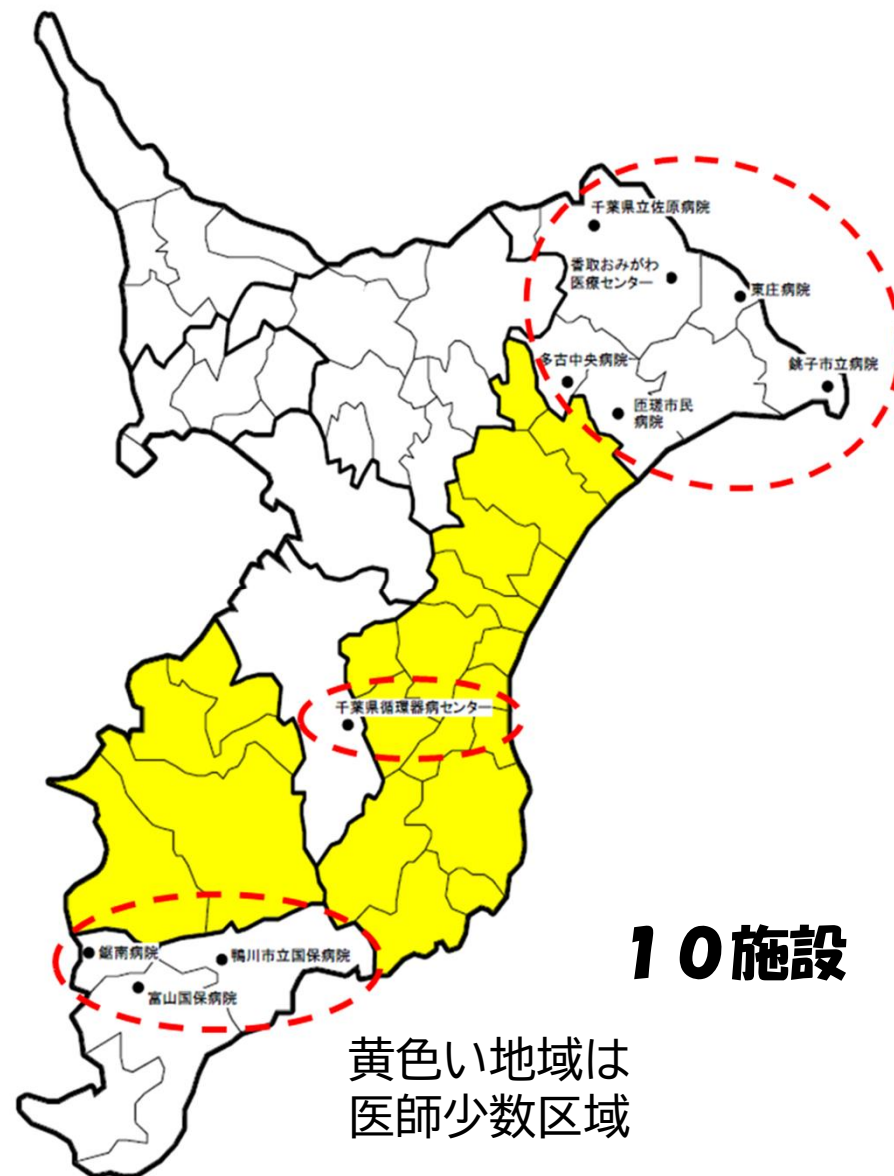
地域A群

令和8年4月時点

② 医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院

- (香 取 市) 千葉県立佐原病院、
香取おみがわ医療センター
- (多 古 町) 国保多古中央病院
- (東 庄 町) 東庄町国民健康保険東庄病院
- (鉾 子 市) 鉾子市立病院
- (匝 瑳 市) 国保匝瑳市民病院
- (南房総市) 南房総市立富山国保病院
- (鋸 南 町) 鋸南町国民健康保険鋸南病院
- (鴨 川 市) 鴨川市立国保病院
- (市 原 市) 千葉県循環器病センター

 ⇒ 対象医療機関



①キャリア形成プログラム <新プログラム>

地域B群

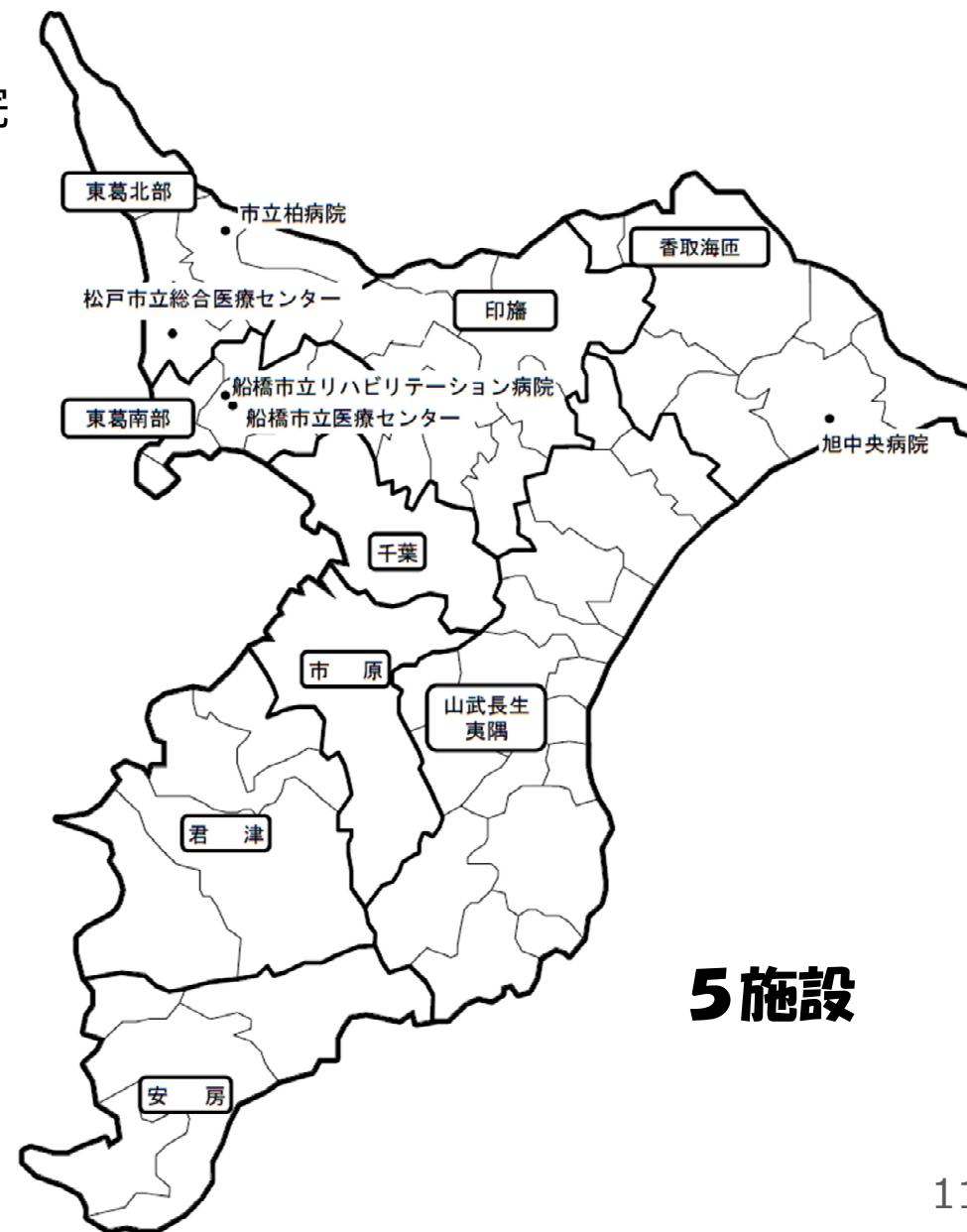
令和8年4月時点

① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院（地域A群を除く）

- （船 橋 市）船橋市立医療センター
船橋市立リハビリテーション病院
- （松 戸 市）松戸市立総合医療センター
- （柏 市）柏市立柏病院
- （旭 市）総合病院国保旭中央病院

「医師の確保を特に図るべき区域等」とは

⇒千葉市を除く県内すべての区域のことを指します



5施設

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

地域B群

令和8年4月時点

② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な地域医療支援病院（地域A群を除く）

- (市 川 市) 国立国府台医療センター
国際医療福祉大学市川総合病院
- (船 橋 市) 船橋市立医療センター（再掲）、船橋中央病院
- (習志野市) 千葉県済生会習志野病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (浦 安 市) 順天堂大学医学部附属浦安病院
東京ベイ・浦安市川医療センター
- (松 戸 市) 松戸市立総合医療センター（再掲）
千葉西総合病院
- (柏 市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (成 田 市) 成田赤十字病院
- (佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭 市) 総合病院国保旭中央病院（再掲）
- (鴨 川 市) 亀田総合病院
- (市 原 市) 千葉労災病院
帝京大学ちば総合医療センター

18施設

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

地域B群

令和8年4月時点

- ③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
専門研修プログラムの研修施設の病院（地域A群を除く）
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
専門研修プログラムの基幹施設の診療所（地域A群を除く）

<ポイント>

- ③と④は、以下のいずれかに当てはまる勤務である必要があります。
 - ・ 日本専門医機構の認定する専門医
 - ・ 同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医
 - ・ 従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る
- ④の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。

県内病院群

- ① 県内の病院（地域A群又は地域B群の病院を除く）
- ② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所

<ポイント>

- 千葉市内の病院での勤務は、全て「県内病院群」での勤務になります。※診療所は②に限り対象
- ②の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。
- 地域B群の①②以外の病院で、専攻医等として勤務しない場合も、「県内病院群」での勤務としてカウントします。

①キャリア形成プログラム <新プログラム>

勤務スケジュールの例（6年貸付けの場合）

1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目
臨床研修	専門研修（内科）				東葛北部医療圏の 専門研修病院	山武長生夷隅 医療圏の病院		
	基幹	基幹	連携					
	千葉医療圏の病院							
臨床研修病院群 【2 年】	県内病院群 【3 年】				地域 B 群 【2 年】	地域 A 群 【2 年】		
		県内病院群で 3 年			地域 A 群と地域 B 群を合わせて 4 年			
					地域 A 群で 2 年			

1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目
臨床研修	専門研修（内科）				君津医療圏の病院			
	基幹	基幹	連携					
	千葉医療圏の病院							
臨床研修病院群 【2 年】	県内病院群 【3 年】				地域 A 群 【4 年】			
		県内病院群で 3 年			地域 A 群で 4 年			

留意事項

- ・ 県内病院群は、最長でも3年までしか義務履行にカウントすることができません。
- ・ 3年を超過した期間は、猶予期間を適用します。

②キャリア形成プログラム <政策医療分野プログラム>

- 産科、新生児科、救急科志望者向けのプログラムです。
- 政策医療分野プログラムの診療科別コースを選択し、原則として政策医療分野群で7年間の勤務をします。
- 診療科別コースの選択が必須です。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
政策医療分野群	7年	5.5年	4年
ただし、基本領域の専門医取得のための最低限の期間に限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療分野群での勤務期間として就業義務年限に算定する。			

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「政策医療分野群」での勤務に振り替える必要があります。

＜参考＞基本領域の専門医取得のための最低限の期間

区分	政策医療分野のコース		
	①産科	②新生児科	③救急科
基本領域	産婦人科	小児科	救急科
最低限の期間	3年	3年	3年

②キャリア形成プログラム <政策医療分野プログラム>

医療機関群

医療機関群	カテゴリー
政策医療分野群	① 産科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（母体・胎児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も産科医として勤務する必要があります。 ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ② 新生児科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（新生児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も新生児科医として勤務する必要があります。 ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ③ 救急科 以下のいずれかの医療機関で、救急科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も救急医として勤務する必要があります。 ・ 県内の救命救急センターに指定されている病院 ・ 県内の救急基幹センターに位置付けられている病院
政策医療分野群 以外の医療機関群	① 県内の病院（政策医療分野群の病院を除く） ② 選択した診療科別コースにおける専門研修プログラムの研修施設である県内の診療所

政策医療分野群

令和8年4月時点

① 産科・② 新生児科

○ 総合周産期母子医療センター

- (千葉市) 千葉大学医学部附属病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院
- (鴨川市) 亀田総合病院

○ 地域周産期母子医療センター

- (千葉市) 千葉県こども病院、千葉市立海浜病院
- (船橋市) 船橋中央病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (成田市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院

○ 地域A群のうち分娩を取扱っている病院

- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (山武市) さんむ医療センター（現在休止中）
- (木更津市) 加藤病院、薬丸病院
国保直営総合病院君津中央病院（再掲）

③ 救急科

○ 救命救急センター

- (千葉市) 千葉県総合救急災害医療センター、千葉大学医学部附属病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (船橋市) 船橋市立医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (柏市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (成田市) 成田赤十字病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 帝京大学ちば総合医療センター

○ 救急基幹センター

- (千葉市) 千葉メディカルセンター
- (香取市) 千葉県立佐原病院
- (市原市) 千葉県循環器病センター

③キャリア形成プログラム <診療支援部門プログラム>

- 放射線科、病理、臨床検査志望者向けのプログラムです。
- 診療支援部門プログラムの診療科別コースを選択し、原則として診療支援部門群で7年間の勤務をします。
- 診療科別コースの選択が必須です。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
診療支援部門群	7年	5.5年	4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「診療支援部門群」での勤務に振り替える必要があります。

③キャリア形成プログラム <診療支援部門プログラム>

医療機関群

医療機関群	カテゴリー
診療支援部門群	① 放射線科 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設において、放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も放射線科医として勤務すること。
	② 病理 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の病理専門研修プログラムの研修施設において、病理専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医として勤務すること。
	③ 臨床検査 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設において、臨床検査専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も臨床検査医として勤務すること。

- ・ 19の基本領域のうち、「放射線科」「病理」「臨床検査」については、現状では、地域A群において常勤医のニーズが限定的であり、修学資金制度利用者の義務履行が困難な状況にあることから、令和3年度に創設されたプログラムです。（他の診療科を支援する特徴から「診療支援部門」と呼びます）。
- ・ 診療科別コースを設定したキャリア形成支援機関は、地域A群との関係構築に努め、次の事項に配慮しています。
 - ▶ 地域A群の状況（医師の需要・受入体制）に応じた医師の配置が可能なコース設定を行う。
 - ▶ 地域A群に対する、当該診療科に係る支援を行う。
（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）

地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群に配置されることになります。

① 放射線科（県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設）

- （千葉市）千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、山王病院、量子科学技術研究開発機構QST病院、千葉県がんセンター、ちば県民保健予防財団総合健診センター、亀田総合病院附属幕張クリニック
- （習志野市）谷津保健病院
- （八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
- （船橋市）船橋市立医療センター
- （市川市）国際医療福祉大学市川総合病院、国立国府台医療センター
- （浦安市）順天堂大学医学部附属浦安病院
- （柏市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院、柏市立柏病院
- （松戸市）新松戸中央病院
- （野田市）江戸川病院
- （成田市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- （佐倉市）東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院、一般社団法人日本健康倶楽部千葉支部
- （印西市）日本医科大学千葉北総病院
- （旭市）総合病院国保旭中央病院
- （鴨川市）亀田総合病院
- （木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
- （市原市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

③キャリア形成プログラム

<診療支援部門プログラム>

診療支援部門群

令和7年12月時点

② 病理（県内の病理専門研修プログラムの研修施設）

（千葉市）千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、千葉県こども病院、千葉県がんセンター、千葉市立青葉病院、千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、みつわ台総合病院、千葉県総合救急災害医療センター

（八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター

（鎌ヶ谷市）鎌ヶ谷総合病院

（船橋市）船橋中央病院、船橋二和病院、船橋市立医療センター、千葉徳洲会病院

（市川市）国際医療福祉大学市川メディカルセンター、国際医療福祉大学市川総合病院、国立国府台医療センター

（浦安市）順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター

（流山市）東葛病院

（柏市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院

（松戸市）松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院

（成田市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院

（佐倉市）東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院

（印西市）日本医科大学千葉北総病院

（富里市）成田富里徳洲会病院

（旭市）総合病院国保旭中央病院

（東金市）東千葉メディカルセンター

（鴨川市）亀田総合病院

（木更津市）国保直営総合病院君津中央病院

（市原市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

③ 臨床検査（県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設）

（千葉市）千葉大学医学部附属病院、千葉県がんセンター、ちば県民保健予防財団総合健診センター、ちば県民保健予防財団千葉県庁医務室

（浦安市）順天堂大学医学部附属浦安病院

（柏市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院

（流山市）東葛病院

（佐倉市）東邦大学医療センター佐倉病院

（鴨川市）亀田総合病院

④キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

- 小児科志望者向けのプログラムで、小児科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務することを条件としたプログラムです。
- **県内の小児科を標榜している医療機関**で7年間の勤務をします。
- このうち、小児A群又は小児B群で通算4年以上、うち小児A群で通算2年以上勤務する必要があります。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
小児A群	2年以上	2年以上	2年以上
小児B群	小児A群と通算して4年以上	小児A群と通算して3.5年以上	小児A群と通算して3年以上
県内小児病院群	小児A群・B群と通算して7年	小児A群・B群と通算して5.5年	小児A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要があります（どの群でも可）。

④キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

医療機関群

※ いずれの医療機関群も、小児科を標榜している医療機関

医療機関群	カテゴリー
小児A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関 （病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
小児B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。 （小児A群を除く） ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※ ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※ 専攻医等の勤務に限定
県内小児病院群	① 県内の病院（小児A群又は小児B群の病院を除く） ② 小児B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限りません。

④キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

小児A群

令和7年4月時点

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅保健医療圏及び君津保健医療圏に位置している、小児科を標榜している病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

保健医療圏	構成市町村
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛南部保健医療圏、東葛北部保健医療圏、山武長生夷隅保健医療圏（再掲）及び君津保健医療圏（再掲）に位置している、小児科を標榜している病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

保健医療圏	構成市町村
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
山武長生夷隅（再掲）	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君津（再掲）	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

③ 新プログラムの地域A群で定める医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院のうち、小児科を標榜している医療機関

- （香 取 市）千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター
- （多 古 町）国保多古中央病院
- （東 庄 町）東庄町国民健康保険東庄病院
- （鉾 子 市）鉾子市立病院
- （鴨 川 市）鴨川市立国保病院
- （市 原 市）千葉県循環器病センター

④キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

小児B群

令和7年4月時点

① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な小児科を標榜している自治体病院
(小児A群を除く)

(旭 市) 総合病院国保旭中央病院

② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な小児科を標榜している地域医療支援
病院(小児A群を除く)

(成 田 市) 成田赤十字病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院

(旭 市) 総合病院国保旭中央病院(再掲)

(鴨 川 市) 亀田総合病院

(市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

「医師の確保を特に図るべき区域等」とは

⇒千葉市を除く県内すべての区域のことを
指します

④キャリア形成プログラム <小児科プログラム>

小児B群

令和7年4月時点

③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
小児科を標榜している専門研修プログラムの研修施設の病院（小児A群を除く）

④ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
小児科を標榜している専門研修プログラムの基幹施設の診療所（小児A群を除く）

<ポイント>

- ③と④は、以下のいずれかに当てはまる勤務である必要があります。
 - ・ 日本専門医機構の認定する専門医
 - ・ 同機構が承認するサブスペシャルティ学会専門医
 - ・ 従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る
- ④の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。

県内小児病院群

① 県内の小児科を標榜している病院（小児A群又は小児B群の病院を除く）

② 小児B群の④以外の県内の小児科を標榜している専門研修プログラムの基幹施設の診療所

<ポイント>

- 千葉市内の病院での勤務は、全て「県内小児病院群」での勤務になります。※診療所は②に限り対象
- ②の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。
- 小児B群の①②以外の医療機関で、専攻医等として勤務しない場合も、「県内小児病院群」での勤務としてカウントします。

⑤キャリア形成プログラム <産科プログラム>

- 産科志望者向けのプログラムで、産婦人科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も分娩取扱医師として勤務することを条件としたプログラムです。
- **県内の分娩を取扱っている医療機関**で7年間の勤務をします。
- このうち、産科A群又は産科B群で通算4年以上、うち産科A群で通算2年以上勤務する必要があります。

貸付期間別の勤務

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
産科A群	2年以上	2年以上	2年以上
産科B群	産科A群と通算して 4年以上	産科A群と通算して 3.5年以上	産科A群と通算して 3年以上
県内産科病院群	産科A群・B群と 通算して7年	産科A群・B群と 通算して5.5年	産科A群・B群と 通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。

また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要があります（どの群でも可）。

⑤キャリア形成プログラム <産科プログラム>

医療機関群

※ いずれの医療機関群も、分娩を取扱っている医療機関

医療機関群	カテゴリー
産科A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
産科B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。（産科A群を除く） ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※ ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※ 専攻医等の勤務に限定
県内産科病院群	① 県内の病院（産科A群又は産科B群の病院を除く） ② 産科B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限りします。

産科A群

令和8年4月時点

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅保健医療圏及び君津保健医療圏に位置している、分娩を取扱っている病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

保健医療圏	構成市町村
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

② 産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛北部保健医療圏、香取海匝保健医療圏に位置している、分娩を取扱っている病院、有床診療所、無床診療所の全てです。

保健医療圏	構成市町村
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

③ 新プログラムの地域A群で定める医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院のうち、分娩を取扱っている医療機関

対象施設なし

⑤キャリア形成プログラム <産科プログラム>

産科B群

令和8年4月時点

① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な分娩を取扱っている自治体病院
(産科A群を除く)

(船橋市) 船橋市立医療センター

② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な分娩を取扱っている地域医療支援病院
(産科A群を除く)

(市川市) 東京歯科大学市川総合病院

(船橋市) 船橋市立医療センター (再掲)

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院

東京ベイ・浦安市川医療センター

(成田市) 成田赤十字病院

(佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(印西市) 日本医科大学千葉北総病院

(鴨川市) 亀田総合病院

(市原市) 千葉労災病院

帝京大学ちば総合医療センター

「医師の確保を特に図るべき区域等」とは

⇒千葉市を除く県内すべての区域のことを指します

⑤キャリア形成プログラム <産科プログラム>

産科B群

令和8年4月時点

- ③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
分娩を取扱っている専門研修プログラムの研修施設の病院（産科A群を除く）
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な
分娩を取扱っている専門研修プログラムの基幹施設の診療所（産科A群を除く）

<ポイント>

- ③と④は、以下のいずれかに当てはまる勤務である必要があります。
 - ・ 日本専門医機構の認定する専門医
 - ・ 同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医
 - ・ 従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る
- ④の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。

県内産科病院群

- ① 県内の分娩を取扱っている病院（産科A群又は産科B群の病院を除く）
- ② 産科B群の④以外の県内の分娩を取扱っている専門研修プログラムの基幹施設の診療所

<ポイント>

- 千葉市内の病院での勤務は、全て「県内産科病院群」での勤務になります。※診療所は②に限り対象
- ②の勤務は、専門研修プログラムの基幹施設の診療所である必要があります。
- 産科B群の①②以外の医療機関で、専攻医等として勤務しない場合も、「県内産科病院群」での勤務としてカウントします。